

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第12回総会 議事録

■日時 令和2年2月27日（木）午前10時00分～午前11時00分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小林委員、小堀委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、宮越委員、宗方委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 答申

(1) 「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染及び廃棄物の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影及び風環境に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 調 査 計 画 書	・(仮称)小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業	令和2年1月14日
2 事 後 調 査 報 告 書	・(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画	令和元年12月16日
	・東京港国際海上コンテナターミナル整備事業	令和元年12月16日
	・府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線(府中市西原町二丁目～国立市谷保間)建設事業	令和元年12月18日
	・立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業	令和元年12月23日
	・(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業	令和2年1月20日
	・(仮称)目黒駅前地区第一種市街地再開発事業	令和2年1月23日
3 変 更 届	・(仮称)TGMM芝浦プロジェクト	令和元年12月24日
	・国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線(府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間)建設事業	令和元年12月26日
	・国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線(国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目間)建設事業	令和元年12月26日
	・日野市西平山土地区画整理事業	令和元年12月27日
	・(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業	令和2年1月22日

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第12回総会
速記録

令和2年2月27日（木）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

(午前 10 時 00 分開会)

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 12 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、令和元年度第 12 回総会の開催をお願いいたします。本日は、傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおりますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから令和元年度東京都環境影響評価審議会第 12 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 2 件、受理報告を受けることといたします。

最初に、「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第二部会で審議していただきましたので、その結果について、坂本第二部会長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○坂本第二部会長 それでは、資料 1 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○宮田アセスメント担当課長 資料 1 をご覧ください。読み上げます。

令和 2 年 2 月 27 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和元年12年6日に「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

こちら、審議会、部会での審議経過を整理しております。

第2 審議結果

【大気汚染】

工場の稼働に伴う大気質については、揮発性有機化合物（VOC）を予測及び評価項目としていないが、グラビア印刷で使用するインキにはVOCが含まれることから、乾燥施設の規模や台数、含有されるVOCの種類及び排出量などを明らかにし、VOCの排出による環境への影響が懸念される場合には、調査、予測及び評価を行うこと。

【廃棄物】

廃棄物の予測及び評価の方法として、撤去建築物及び建設に係る廃棄物等の発生量について調査を行うとしているが、計画地内では繰り返し増改築が行なわれていることから、既存資料について調査を行い、適切な予測及び評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定にもとづき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たな調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上です。

○坂本第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和元年12月6日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、北区王子にある国立印刷局王子工場の敷地の一部を区に譲渡するため、一部を建て替えにより更新し、譲渡予定地の建物を解体するもので、対象事業の種類は工場の設置でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、大気汚染の意見ですが、本件事業所では製造工程でグラビア印刷を行っておりますが、乾燥機は現状で大気汚染防止法の規模要件に該当せず、更新後は現状と同程度、以下の規模にすること。また使用インキのほとんどが水性インキであることから、完了後のVOCについては予測評価の対象としておりませんが、更新後の乾燥機の規模やVOC排出量などについて具体的数値を示した上で、環境への影響を判断することを求めるものでございます。

次に、廃棄物の意見ですが、廃棄物の予測では、予期しない廃棄物の存在により工期の延長を余儀なくされ、環境への負荷が増加する事例が見受けられますが、本事業は長年にわたり同一工場が計画地を使用していることから、建築に係る既存資料を十分に調査し、精度の高い廃棄物予測を求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見が2件、周知地域区長である北区長から意見が提出されております。本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。森川委員、ど

うぞ。

○森川委員 第二部会で審議していただいたということで、VOCについて意見を入れていただいていたと思います。この施設は印刷局ということで、本当にVOCが出てくるので、普通の工場とかとはちょっと違うのですが、今後VOCによる大気というか、環境への影響というのがますます重要視されてくる時代だと思っているので、直接的な健康影響とかそういったものよりも、もっと先にあるようなことも考えられるものですから、ここでしっかり見ていただくことはすごくいいことだと思います。ぜひよろしくお願いします。○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

31 東環審第 56 号

令和 2 年 2 月 27 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価調査計画書について（答申）

令和元年 12 月 6 日付 31 環総政第 667 号（諮問第 506 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほどと同じ内容です。

以上となります。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

次に、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行

います。この案件については第一部会で審議していただきましたので、その結果について齋藤第一部会長から報告を受けることといたします。それではよろしく申し上げます。

○齋藤第一部会長 それでは、資料2をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 資料2を読み上げます。

令和2年2月27日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和元年6月26日に「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

ということで、こちらが審議経過をまとめた付表になっております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技

術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

計画地近傍には、医療施設、保育園等配慮すべき施設が存在し、工事期間も長く、建設機械の稼働による大気質への一定程度の寄与もあることから、環境保全の措置を徹底し、建設機械による影響のより一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

- 1 工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による影響は少ないとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。
- 2 三期工事における工事用車両の出入口周辺は道路幅が狭く、二期工事完了後の関連車両の出入口も近接するため、車両の滞留が懸念される。この近傍には住宅や医療施設・福祉施設が存在することから、工事用車両の走行に当たっては十分に配慮すること。

【地盤、水循環 共通】

計画地は旧河道に位置していることから、地下掘削等の実施に当たっては計画地周辺の地盤に適切に配慮すること。併せて地盤や地下水の状況について継続的な監視を確実にを行い、状況に応じた環境保全のための措置を徹底し、計画地及びその周辺における地盤変形等の未然防止に努めること。

【日影】

計画建築物の建設に伴い日影の影響を大きく受ける地域があることから、これらの地域の住民に配慮し、年間を通じた日影の状況を丁寧に説明するとともに、計画敷地に利便性に優れ快適に過ごせる空間を新たに創出するなど積極的な対応を検討すること。

【風環境】

予測において、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、評価の指標では風速の累積頻度に基づいているため、領域Aや領域Bでも強風は起こり得ることから、予測条件、風速比の算出方法、評価方法等を詳細に記載するとともに、地域住民に十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること。また、良好な風環境を確実に確保するよう、環境保全のための措置を徹底すること。

以上となります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、葛飾区東金町一丁目に高層建築物の複合施設を整備するものであり、対象事業の種類は高層建築物の新築でございます。本評価書案は令和元年6月26日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして都民から5件の意見書の提出がありました。また、関係区長である葛飾区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書において事業者の見解が示されております。また、都民の意見を聴く会では3名の方から公述がございました。本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、答申案の内容について説明します。意見として、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環共通、日影、風環境について指摘をいたしました。

大気汚染の意見ですが、施行計画では工事を3期に分け、9年間の工期を予定し、建設機械による影響予測では全ての工期で環境基準を満たすとしていますが、計画地周辺には医療施設など配慮すべき施設も近接し、工期も長いことから、建設機械の稼働に伴う大気質の影響について、より一層の低減を求めるものでございます。

騒音・振動の意見ですが、計画地周辺の道路交通騒音は現況で環境基準を超える地点があ

ること、また、三期工事では医療施設など配慮すべき施設近傍に工事用車両の出入口があり、車両の滞留による騒音・振動の発生が懸念されることから、工事車両による影響を低減するため、環境保全のための措置を徹底することを求めるもの、2件でございます。

地盤、水循環共通についてです。計画地は旧河道上にあることから、地盤の軟弱性及び掘削工事に伴う地下水の湧き出しを原因とする地盤の変形が懸念されるため、工事の施行に当たり地盤変形防止措置の徹底を求めるものでございます。

日影です。予測の結果では、本事業により冬至日において日影の影響を大きく受ける地域が発生し、事業を不安視する意見が寄せられていることから、近隣住民の理解を得るための積極的な対応を求めるものでございます。

風環境についてです。計画建築物の建設後の風環境については、適切な防風対策を行うことにより、著しい影響は及ぼさないとしていますが、評価に至る予測の過程を明らかにするとともに、近隣住民に対し予測結果の内容について十分な説明を行うこと及び良好な風環境の確保、維持を求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それではそのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

31 東環審第 55 号

令和 2 年 2 月 27 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について (答申)

令和元年12月6日付31環総政第214号（諮問第500号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほどと同じ内容です。

以上となります。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

それでは、次に受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。受理関係について報告いたします。お手元の資料3をご覧ください。

環境影響評価調査計画書が1件、事後調査報告書が6件、変更届が5件を受理してございます。

○柳会長 それでは、「(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の概要について事業者の方から説明を受けることといたします。

本案件は、第一部会に付託いたします。それでは事業者の方は席の移動をお願いします。

それでは、事業者の方から概要説明をお願いいたします。

○事業者 事業の概要について説明させていただきます。

調査計画書の1ページ目をご覧ください。事業者の名称は、小山三丁目第1地区市街地再開発準備組合となります。代表者及び所在地は記載のとおりです。

事業の名称は、(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業。種類は高層建築物の新築に当たります。

事業の内容の概略として、本事業は品川区小山三丁目での住宅、店舗などの複合施設の再開発事業となります。

事業区域は、約1.5ha、再開発建物の最高高さは約145mとなります。

続いて、対象事業の目的及び内容を説明します。2ページ目、及び3ページ目の図4.2-1をご覧ください。事業の目的について図を見ながら説明します。

事業区域は、武蔵小山駅南側の図上太枠で囲われた範囲となります。本地区は現状、細街路や建物が密集している地域になっておりまして、図上で黄色で道路がなぞられている箇所についてはアーケードの商店街になっているという状況です。また、この区域の西側には未整備の都市計画道路である補助26号線がありまして、区域の南側については歩車道が分離されていない区道1-218号線があります。これらの状況より、事業の目的としては4つ挙げ

ておりまして、1 つ目が密集市街地更新による複合市街地の形成、2 つ目が既存商店街の魅力を継承した連続的なまち並みの形成、3 つ目が未整備幹線道路の整備などによる自動車、歩行者交通の正常化、4 つ目が既存周辺市街地への環境配慮及び改善と防災性向上というものを挙げております。

3 ページ目の図であわせて説明しますと、図に示すとおり、事業区域の周辺には現状、複数の開発事業が計画中であったり建設中であるという状況がございます。

次に、事業の内容について説明させていただきます。7 ページ目をご覧ください。こちらが計画建物の配置図となっております。区域の東側には低層棟、西側には高層棟を計画しております。これらの間の中央部分が商店街のアーケードになっています。広場状空地として図に示す①から③と記載している箇所を計画しており、駅前広場と一体となった地区の顔の形成、隣接地区との緩衝であったり防災性の向上などに資するものとしております。

区域の西面、南面の道路については、拡幅が歩道状空地の整備を行いまして、歩行者、自動車交通の分離や安全確保を図っていくということです。

高層棟と低層棟については、地下で車路で接続しまして、駐車場の出入口については区域西側の補助 26 号線のほうに集約することで、周辺の地区内に流入する車両交通を抑制するという計画です。

8 ページ目をご覧ください。計画建物の断面となっております。建物は高層棟で高さが約 145m、低層棟で約 20m を計画しております。低層部分には商店街のにぎわいに資するような商業機能ですとか地域貢献施設、高層部分には住宅機能を配置するという計画でございます。

駐車場については、建物地下に自走式駐車場及びタワーパーキングの乗降口を配置するという計画でございます。

また、商店街のにぎわいや回遊性に資するものとして、新たに 2 階レベルにも屋外の通路を設けまして、ギャラリーを配置するなどの計画をしております。なお、商店街のアーケードにつきましては、新規建物の 2 階の高さに合わせて、現状よりも高く架け替える計画としております。

11 ページ目をご覧ください。本計画の車両動線については記載のものを想定しております。発生集中交通量は一日当たり約 3,000 台と想定しております。

続いて、13 ページ目をご覧ください。こちらは歩行者動線計画について記載のものを計画しております。黄色塗りにしてあるアーケードの商店街の部分の歩行者動線の確保は当然のことながら、各歩道状空地と商店街との動線の接続ですとか、歩道状空地③の付近におい

で隣接する再開発事業との歩行者動線の接続を行うような考え方としております。

続いて、概略の施工方法について説明させていただきます。14 ページ目をご覧ください。具体的な施工計画については今後の検討になってくるのですが、工程については表 4.2-2 記載のように約 1 年で既存建物の解体工事、その後、約 5 年で新築工事を計画しております。

17 ページ目をご覧ください。想定している工事車両のルートとなっております。歩行者の多い商店街部分については工事車両が横断しないようにということで計画しておりまして、工事車両の台数などについては今後検討します。なお、商店街の工事中の通行止めを行う場合には夜間のみとしまして、昼間は開放することで商店街のにぎわいに与える影響を抑えることを考えております。

事業計画については以上です。

次に、環境影響評価の項目について説明します。72 ページをご覧ください。環境影響評価の項目は 72 ページの表 7.1-1 に示しますとおり、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの 12 項目を挙げております。各々予測する項目については、騒音・振動については工事中の建設機械の稼働、工事車両の走行に伴う影響について、あと工事完了後の関連車両の走行について。大気汚染については工事の完了後の施設の供用や駐車場の供用による影響について。土壌汚染については工事中の汚染土壌の掘削・移動に伴う影響。地盤については掘削工事に伴う地盤沈下や変形の程度。水循環については工事の施行中における地下水の変化の程度、また工事完了後における地下構造物の存在に伴う地下水の水位の変化の程度。日影、電波障害、風環境、景観については、工事の完了後の建築物の存在による影響について。自然との触れ合い活動の場については工事による影響と工事車両の走行による影響、また工事完了後の建築物の存在による影響。廃棄物については工事中の建設廃棄物、建設発生土について、工事完了後の施設供用に伴う廃棄物について。温室効果ガスについても施設の供用に伴う温室効果ガスやエネルギー使用量についてというところを考えております。

各項目を選定した理由、選定しなかった理由については、73 ページから 75 ページに記載しているところです。また、各調査の詳細については、その後ろの 8 章の部分から記載しています。

概要の説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について何か御質問等ございますでしょうか。それでは、最初

に小堀委員からどうぞ。

○小堀委員 内容に関する質問ではないのですが、駅側の、武蔵小山駅とパルム駅と書いてある。駅の名称が変わるのか、どういうことか、理解ができないので教えてください。例えば4ページの図。

○事業者 これは多分、図の表記の問題でして、駅の名前は武蔵小山駅で従前も従後も変わりません。今見ていただいているのが、パルム駅前地区第一種市街地再開発事業（建設中）と書いているところでしょうか。

○小堀委員 そうですね。ほかにも同様の記載が幾つか見られましたので。

○事業者 緑の点線で囲ってあるところが本計画の事業区域になるのですけれども。

○小堀委員 それは4ページですか。

○事業者 4ページです。その本計画の事業区域、この図でいうところの右上の部分、高層棟、低層棟と記載しているところが隣接する再開発事業になっておりまして、そちらの名称が「パルム駅前地区第一種市街地再開発事業」という名称で、文字の横側に引き出し線をつけて建物を指しているつもりなのではございますけれども、それが誤解を生んだかなと思います。

○小堀委員 「駅前」と書いてあるので、そういう名称があるのかと思いました。

○事業者 「パルム駅前地区」という再開発事業です。

○小堀委員 はい、わかりました。

○柳会長 それでは、奥委員、どうぞ。

○奥委員 近隣に既に建設中、着工中のものと、それから今計画中のものと、本事業のほかにも3件、市街地再開発事業が進行中ということなのですが、14ページに工事工程表がございまして、ここと周辺の市街地再開発事業と重なってくる部分というのはわかっていらっしゃるでしょうか。もしそれがわかれば教えていただきたいと思うのですが。

○事業者 再開発事業のうち、先ほどのパルム駅前地区につきましては、実はもう今段階では施設の供用が開始されているようなところでございます。調査計画書を作成していた時期に建設中であつたというところです。

また4ページ目の図を見ておりますけれども、右隣の駅前通り地区についても現在工事中で、こちらの事業が工事に入るときには既に供用が開始されているかなと考えられるところです。4ページ目の図でいうところの本計画事業の下側、第二地区市街地再開発事業につきましては計画中の段階で、工程がどうなってくるかというのはわかっていないのが現状でございます。

○奥委員 わかりました。アセス自体は事業ごとに行われるものでありますけれども、当然、隣の場所で行われる事業が計画されているということですので、ぜひしっかりと情報共有されて、環境への影響というものも、これは累積的な影響が、当然工期が重なれば考えられますので、そこもしっかりと把握、検討されるようお願いしたいと思います。

○事業者 承知いたしました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。それでは宗方委員、どうぞ。

○宗方委員 13 ページの歩行者動線のところで教えていただきたいのですが、ここで描かれている青い歩行者動線は駅と周辺街区の間の人の移動として描かれているように見えるのですが、実際にこの高層棟は住戸ですから、当然住民が駅に向かう、あるいは周りの商店街に向かうというふうに、この建物から発生する流動があるわけですので、先々いろいろ評価するときそういったものとの関係は何か問題になるかもしれませんので、この辺、どこに建物の出入口があるのかといったことも補足していただけますでしょうか。

○事業者 建物の出入口としましては、高層棟については、この建物に少し入っているような形の矢印が、真ん中の左側のあたりに入っているかと思うのですが、このあたりを計画しております。「高層棟」という文字の少し左下。

○宗方委員 すると、駅に向かう住民からすると、駅の反対側から出入りがあるということなのですか。

○事業者 そうですね。

○宗方委員 これは1階部分からグランドレベルに出ることなのか、それとも2階の屋外通路のほうにも出られて、そこから例えば商店街のほうに行くような動線もあるのか、その辺は。

○事業者 御指摘のとおり、今矢印については1階グランドレベルを示しております、一方、2階レベルについては駅に向かう側、そちらにも住宅からのエントランスを設けられる予定になりますので、駅からの動線については住宅を利用される方は、駅側に2階レベルで出入りされるかと思います。

○宗方委員 その場合は、2階の屋外通路から、どこからグランドレベルに降りるのかといった情報も補足していただければ、いろいろと解釈しやすくなりますのでお願いいたします。

○事業者 はい、承知しました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、概要説明につきましてはこれで終了したいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、その他の受理報告につきまして説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 その他の受理報告の説明をさせていただきたいと思いますが、その前に1点だけ。先ほど答申いただきました「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案につきまして、別紙で一部誤記がございましたので訂正をさせていただきたいと思います。お手元のディスプレイのほうに別紙が表示されておりますが、第2審議結果の大気汚染のところです。こちらの1行目に、「計画地近傍には、医療施設、保育園等配慮すべき施設が存在し」と記載してございますが、部会のほうで審議していただいた結果として、「計画地近傍には医療施設、福祉施設など配慮すべき」ということで、「保育園等」と書かれているところが「福祉施設など」というふうに部会のほうで審議していただいたときになっておりました。申し訳ございません。事務局で誤ってしまいました。この場で御訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

それでは、その他の受理報告について説明させていただきます。

これが今月の受理報告なのですが、1月の受理報告に係る助言事項については、11ページから14ページにかけてまとめてございます。1月におきましては、事後調査報告書において3つの事業に合わせて7件、変更届では1つの事業にそれぞれ2件の助言事項がございました。事業者から回答がございましたので報告させていただきます。

まず、「(仮称)有楽町一丁目計画建設事業」(工事の完了後)についてでございます。大気汚染について2つ助言をいただいております。助言事項の1つ目は、「地下駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度」の調査で、A地点の計測高さ/換気口との関係はどのようになっていたでしょうか。また、A地点は「敷地境界付近の」というよりは「駐車場換気口の近傍の」と書くべきではと、このような御助言をいただきました。

これについての事業者の回答ですが、「大気質の調査は、A地点において二酸化窒素は地上1.5m、浮遊粒子状物質は地上3mで測定しました。地下駐車場の排気口は、高さ12.8mで建築物の壁面に設けています。排気口と調査地点の平面的な距離は約10mです。大気質の調査地点は、駐車場排気口の近傍という観点ではなく、予測した最大着地濃度出現地点の付近で、調査可能な地点を選定しました。最大着地濃度出現地点に関する説明が不足しておりますが、このため「敷地境界付近の」と記載しました。なお、浮遊粒子状物質の調査地点には

最大着地濃度出現地点付近とすることを記載しております」という回答でした。

2 つ目ですが、「自動車交通量の調査は 9/11～9/12 で行われていますが、なぜこの日を調査対象としたのですか」という御助言でした。

事業者の回答ですが、「事後調査は、自動車交通量の調査時期として適当と考えられる秋季に行いました。また、調査は交通量が多い曜日として選定したのではなく、通常の状態が把握できると予測される日に実施したものです」ということでした。

続きまして、「(仮称)八王子高尾商業施設計画」(工事の完了後)でございます。こちらについて幾つか御助言いただいておりますが、まず、全般について「渋滞が懸念されていたように記憶しております。渋滞の問題はどのように改正されたのですか」という御助言でした。

これに関する事業者の回答ですが、「店舗オープン時は、JR 八王子みなみ野駅等からの無料シャトルバスの運行、また、高尾山口駅の近くの国道 20 号に臨時駐車場を設け、店舗まで臨時シャトルバスを運行するなど、店舗付近の道路、交差点での渋滞を低減する取り組みを実施しました。また、周辺の交差点に交通誘導員を配置するなど、交通安全への取り組みも実施しました。現状は駐車場出入口に交通誘導員を配置し、前面道路の万葉けやき通りに来客車両が滞留しないように対策を講じております」ということでした。

続いて、大気汚染については、「本案件は、施設の供用後の交通量の増加や、それに伴う安全上の問題についての懸念が多く寄せられておりました。関連車両数に引き続き配慮していただければと思います」という御助言でした。

これについての事業者の回答ですが、「来客車両が想定している道路のみならず、今後も交通誘導員の配置やチラシでの交通動線の案内等を実施して、生活道路への侵入を防止していきます。来客車両経路として想定している道路についても渋滞が生じないように交通誘導員の配置を適切に配置し、大気汚染、騒音等を低減する努力をまいります」ということでした。

続いて、騒音・振動について 2 つほど御助言をいただいております。

1 つ目は、「一部に、予測値と事後調査での測定値の差がかなり大きいものがあります。事後調査の結果と比較することを見据え、できるだけ現実的な予測値になるよう努力していただければ」というふうな御助言でした。

これについて事業者の回答ですが、「予測については今後、同様な案件があった場合は、周辺の建物の配置状況等を考慮しながら、適切かつ現実的な予測ができるよう努力してまいります。周辺への騒音の影響を低減するため、今後も荷捌き等関係者への注意喚起や設備の

保守点検等を十分に実施してまいります」ということでした。

騒音・振動の 2 つ目ですが、「多くの事後調査結果（L_{A5}）が予測結果や規制基準を上回っていますが、丁寧な考察と必要に応じて対応が必要ではないでしょうか」と。

これについての事業者の回答ですが、「予測結果は店舗の設備機器からの騒音の影響のみを予測した結果でした。事後調査結果は、店舗の騒音のみならず、その他の鉄道騒音等の騒音の影響を受けるため、その影響により事後調査結果（L_{A5}）は基準を超過している地点・時間帯が多くみられました。事後調査報告書では、店舗の設備機器からの騒音は定常騒音であるため、騒音レベル（L_{A95}）も併せて示し、設備機器の騒音が規制基準を超過していないことを確認しました。委員が御指摘のとおり、なぜ L_{A5} なのか、L_{A95} なのかを説明する必要があったと考えております。今後、問い合わせ等があった場合は、その旨、丁寧に説明したいと考えております」という回答でした。

廃棄物についてですが、「ビン及びビニールの再資源化率が予測と比べて下回っていますが、どのような理由によるものでしょうか」と。

これについての事業者の回答は、「ビンは一部、残渣物の付着等により、再資源化していないものがあります。ビニールについては分別を徹底し、現状では 100%の再資源化率となっております」という回答でした。

続いて変更届。「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」について、大気汚染についての助言事項ですが、「最新の排出ガス対策型建設機械をできる限り用いて、引き続き建設機械の稼働による濃度低減に努めていってほしい」という御助言でした。

これに対して事業者の回答ですが、「最新の排出ガス対策型建設機械をできる限り使用するとともに、施工計画の詳細検討を行い、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、大気質に及ぼす影響の低減に努めてまいります」というものでした。

騒音・振動についてですが、「騒音・振動の最大レベルにほとんど変化はありませんが、ともに評価指標をギリギリ下回る程度です。常に適切な対策を施しつつ工事を進める必要がある」という御助言でした。

これについて事業者の回答ですが、「施工計画の詳細検討を行い、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、騒音・振動に及ぼす影響の低減に努めてまいります」という回答でした。

以上が、1月の助言事項に対する事業者からの回答でございました。

続いて、2月の受理報告に係る助言事項一覧を15ページから17ページと、3ページにまとめさせていただきます。

2月については、事後報告では4つの事業に合計8件、変更届では4つの事業に6件の助言事項がございました。

2月については以上となります。

○柳会長 それでは、2月の受理報告に関連して、助言いただきました委員の方から順番に補足のコメントがあればお願いしたいと思います。

まず最初に、「(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画」(工事の施行中その1)に助言いただきました森川委員からお願いします。

○森川委員 NO₂の測定をしておられるのですが、普通、自動計測器がそれほどたくさんは入れられませんので、簡易的な計測手法を使うことが多いのですが、念のためということで、普通は簡易測定器と自動計測器とは両方置いて、大丈夫ですねというか、幅がどのぐらいですよというようなものをよく示すのですが、今回、自動計測器があったのですが、そこに逆に簡易計測器を置かなかつたので、本当はあるとよかつたかなというところでした。

○柳会長 ありがとうございます。

その次に池本委員のコメントがあるのですが、池本委員は本日は欠席のため、後で事務局から助言についてのコメントが寄せられていればお願いします。

その次に、「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業」(工事の施行中その3)ということで、これも池本委員から2件あります。

それから、「立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業」(工事の完了後)については、小堀委員からコメントがあります。それでは、何か、小堀委員から補足がありましたらお願いします。

○小堀委員 特に補足はございませんが、助言項目に書いたとおりなのですが、基本的にはここにありました絶滅危惧種は移植するという保全対策をとった。これは大変好ましいことだと思うのですが、絶滅危惧種Ⅱ類のアマドコロについては終了後には確認されず、恐らく猛暑のため株が休眠した可能性がある」と記述してありますが、その後、本当に休眠して、その後、個体が見られたかどうかというのは再度、生育を確認していただくのが望ましいのではないかと考えています。

○柳会長 ありがとうございます。

次に、「(仮称)目黒駅前地区第一種市街地再開発事業」(工事の完了後)について、齋藤

委員、お願いします。

○齋藤第一部長 基本的には記載のとおりなのですが、工事が進むに従って風環境が悪化したのではないかという実感として感じられるところが相当あるようで、そういった要望が数多く来ているということだそうです。再開発組合のほうで十分対応していただいているようですが、工事が完了してしまうと、そこが解散して管理組合に委託されるということで、管理組合のほうもしっかりやっていただけるようにということで、窓口を設置するという話にはなっているのですが、引き続き真摯に継続して対応していただきたいということをここで改めて追加して意見として述べさせていただきます。

○柳会長 次に変更届ですが、「(仮称) T G M M 芝浦プロジェクト」というものに対して袖野委員からコメントがあるようです。袖野委員からお願いいたします。

○袖野委員 こちらの事業計画の変更で、地耐力不足が判明して、地盤改良を行うということなのですが、その掘削工事の中で実施とあるのですが、その内容が具体的に示されておりませんので、工法の変更による影響があるのかどうか、判断が難しいことがありましたので、この点について御確認いただいたほうがいいのではないかと考えております。

○柳会長 続いて、「国分寺都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線（府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間）建設事業」です。これについて騒音・振動、それから全般について意見があります。まず、騒音・振動について高橋委員、補足があればお願いします。

○高橋委員 書いてあるとおりなのですが、その書類を見ると、騒音・振動の評価自体はそんなにレベル的に変わらないだろうということが書かれてあったのですが、計画変更によって工期自体は数年単位で結構延びるので、周辺にいる住民の方からすると、「いつまでやっているんだ」というような、ちょっとイライラした感情も恐らく出てくるのではないかと思います。そうすると、騒音・振動のレベル自体は変わらなくても、そのイライラの感情が付加されて苦情が出やすくなるかなということが懸念されますので書かせていただきました。

○柳会長 それでは続いて、全般について、袖野委員、お願いします。

○袖野委員 高橋委員の御意見とも関連するのですが、工期が7年と、大幅延長ですので、その間の周辺の土地利用の変化などについて特に記載がないものですから、例えば配慮すべき施設ができたとか、そういったことがあればまた事情も変わってくると思いますので、そういった点も確認すべきだと思います。

○柳会長 続いて、「国分寺都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線及び小平都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線（国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目間）建設事業」です。

これについて、騒音・振動について高橋委員からコメントがあればお願いします。

○高橋委員 これも先ほどと同じです。騒音・振動のレベルが変わらなくても、工期が延びることによって感情的な面も付加して考慮するべきかなという気がして書かせていただきました。

○柳会長 続いて、「日野市西平山土地区画整理事業」についてです。これも騒音・振動と全般について高橋委員と、それぞれの委員からコメントがついておりますが、いかがでしょうか。高橋委員からお願いします。

○高橋委員 これも全く同じですので、同上ということをお願いします。

○袖野委員 私からも同様でございます。

○柳会長 ほかのところで、先ほど紹介しましたが、池本委員からコメントがついておりますけれども、特にこの助言についてさらに何かコメントが寄せられていますでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 15 ページの一番最初の案件、「(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画」(工事の施行中その 1) についてなのですが、「こちらの大気汚染について参考比較については二酸化窒素の環境基準の達成評価は、日平均値の 98%値で行うものですが、通年調査とは異なり、短期の調査であるため、日平均値の最高値をもとに環境基準と比較したためと想像します」というコメントを預かってございます。これ以外については預かってございません。

○柳会長 それでは、事務局から紹介のありました助言について、本意見を審議会からの助言事項とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 特に御発言がないようですので、事業者に助言事項をお伝えください。

受理関係についてはこれで終了いたします。

その他、何かございますでしょうか。

特にないようですので、これを持ちまして本日の審議会を終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 00 分 閉会)

○柳会長 事務局から連絡等はありませんでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 本日の御審議、どうもありがとうございました。

今後の審議会の予定について御連絡申し上げます。先生方、タブレットの「同期」をお願いいたします。

3月の予定です。3月19日木曜日午後1時30分から第一部会です。会場は都庁第二本庁舎31階特別会議室24、案件は記載のとおりです。

3月27日金曜日午前10時から総会です。会場は都庁第二本庁舎31階特別会議室21でございます。審議案件は記載のとおりでございます。総会後の現地視察の予定はございません。

なお、3月16日に予定しておりました第二部会は中止となります。

なお、本日午後1時より予定しておりました「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」の現地視察につきましては中止となりましたので、御了承願います。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

最後に、本日は私から委員の皆様にお願ひがあります。先日、部会審議で、これは第一部会ですが、南多摩尾根幹線の建設事業特例環境配慮書の審議が事業者出席の上で始まったわけですが、余り活発な審議に至らず、非常に残念な思いをいたしました。事業者説明のやり方というのは今年度から始めているわけで、それに対して事務局のほうもやり方の工夫をいろいろとパターンを分けてやっておられるので、事務局と委員との関係も多分少し影響したのだと思いますが、審議会は各分野の専門的な知見から審議をするという役割がありまして、そういうことで、さまざまな視点から事業者に質問を行って、従来に増して審議が深まることを期待しております。

当然のことですけれども、委員の皆様におかれましては既に御承知いただいておりますが、改めて審議会の役割を御理解していただいて、事業者参加の部会の審議に御協力をいただきたいとよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○齋藤第一部長 ただいま会長からお話をいただきましたけれども、来月、南多摩尾根幹線建設事業配慮書の2回目の部会審議がございます。できれば担当項目に係る特例環境配慮書を御一読の上、部会審議に臨むのが望ましいのではないかと思いますので御協力を御願ひしたいと考えております。

しかしながら、皆さんお忙しい中、現実的には時間の確保が難しいということもあろうと思っておりますので、この後、事前の勉強会の時間を設けさせていただきましたので、特例環境配慮書の各評価項目の予測結果、評価等、重要なポイントに絞って、事務局から御説明をいただきたいと考えております。何とぞ出席をいただきますようお願い申し上げます。

○森本アセスメント担当課長 以上でございます。本日はこれにて散会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前 11 時 05 分 散会)